

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.8%
任期の定めのない常勤職員以外	92.9%
全ての職員	70.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.4%
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	98.5%
本庁係長相当職	95.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.6%
31～35年	96.4%
26～30年	90.9%
21～25年	91.6%
16～20年	96.6%
11～15年	90.7%
6～10年	96.2%
1～5年	100.4%

【説明欄】

- ・全職員のうち全ての職員について、任期の定めのない常勤職員以外の女性比率が約3.1倍と高いため、給与の差異が大きくなっている。
 - ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、男性の給与が高い要因となっている。
- 扶養手当の受給者に占める男性の割合は86.3%、住居手当の受給者に占める男性の割合は64.4%である。